

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和7年8月8日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ盛岡みたけBゾーン 盛岡市みたけ二丁目133番37
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 駐輪場の位置及び収容台数
 - イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (4) 変更する年月日 令和8年3月26日
- (5) 変更の理由 施設の合理的な運用のため

2 届出年月日 令和7年7月25日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所